

夫婦パートナースhipによる農場事業 対等な関係で営む、ニュージーランド家族農業のあり方を考える

片倉 和人 農村工学研究所

○はじめに

これから新たに農業を始めようとする青年男性がいるとしよう。もし、彼が将来結婚して夫婦一緒に農業経営を發展させていこうと考えているなら、栽培技術や経営能力を高めて一人の良き農業経営者になるだけでは不十分なのではないか。将来一緒に経営を担うパートナーの立場から見たら、一体どんな姿の経営体が望ましいのか、それも視野に入れておく必要がある。

欧米には、個人事業や株式会社のほかに、パートナーシップという事業形態が古くから存在する。パートナーシップは、営利を目的として共同で事業を遂行する複数の人間(パートナー)で組織され、下の三つの要素が必要とされる。(注1)

兄弟や親子が共同で農場経営をする場合、よくこの事業形態をとることが知られている。夫婦でパートナーシップを組織することを認めている国もある。ニュージーランドでは、三十年ほど前から

注目すべき変化が見られ、男性の個人事業より、夫婦によるパートナーシップが支配的になっている。(注2)

二〇〇二年の農業センサスによれば、全農場数の半数はパートナーシップ(54%)が占め、残り半数は個人事業(26%)、株式有限責任会社(14%)、信託その他(6%)である(図)。日本ではあまり知られていない夫婦によるパートナーシップの実態を明らかにするために、〇四年十二月と〇五年十二月の二回、ニュージーランドを訪れ、農場を経営する十二組の夫婦から聞き取り調査を行った。(注3)

○経営における対等な関係

十二組のうちパートナーシップの農場は八事例、引退世代の一組だけ父と息子のパートナーシップで、残りの七組は夫婦二人をパートナー(無限責任のジェネラルパートナー)とするパートナーシップだった。利益の分配、損失の分担は五十対五

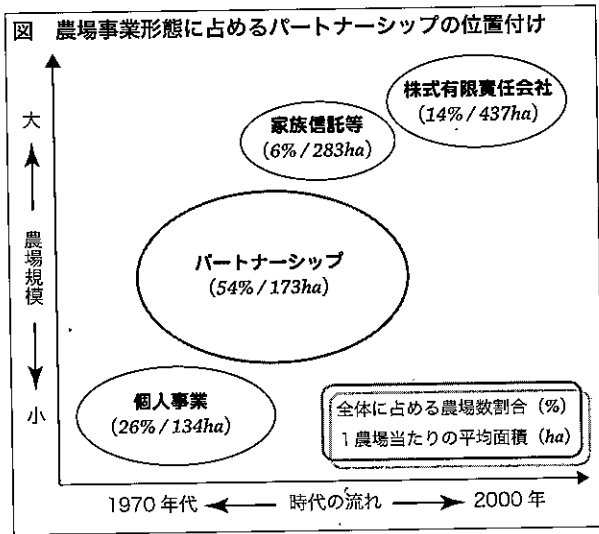
十、資本は共有、二人が全く対等なパートナーシップである。パートナーシップの特徴として、法人のようにパートナーシップの名で資産を所有できる一方、税金は法人と違って各パートナーに課税される。どの夫婦も、パートナーシップの第一の利点は、利益を夫婦で分割できるので累進課税の下では節税になる点をあげていた。

パートナーシップでは重要な決定にパートナー全員の同意が必要となる。だから夫婦二人の意見が異なった場合、意思決定ができなくなるこ

「パートナーシップ」(制度)の3要素

1. 利益の分配と損失の分担
2. 事業運営に関する共同支配
3. 経営資産に関する共同所有・共同保有

この点について実際はどうなのか尋ねると、妻からは「反対しても最後は夫が勝手にやってしまうことがある」という答えが返ってきた。すると、すかさず夫は、「いや、大事なことは必ず二人で決めている。パート



ナーシップだから、妻がノーと言ったら、絶対に「口を挟んで反論する。同じようなやり取りをする夫婦が何組もいたのが印象的だった。

○一組の農場夫婦の事例

ニュージーランドでは、夫婦ほどのようにして経営において対等と思われる関係を築いてきたのか。羊と肉牛の農場をパートナーシップで営むある一組の夫婦を例に、そのプロセスを紹介したい。

○五年十二月中旬のある一日、彼らの農場を訪れて夫婦から話を聞いた。夫の年齢は五十三歳、妻

は五十一歳、ここでは名前を仮に夫はジョン、妻はマリアと呼ぶことにする。

彼らの農場は北島南東部のワイララパと呼ばれる地域にある。羊と肉牛はニュージーランド農業を代表する作目の一つである。農場面積は六百軒(約二百四十軒)、二千三百ストック・ユニットの規模である。ストック・ユニットは農場の規模を羊一頭で換算する単位で、乳牛一頭が五く六ユニット、肉牛なら一歳が四ユニット、二歳で五ユニット、それ以上は六ユニットで換算されるという。実際に飼育されているのは、羊一千頭、若羊(ホゲット)初めて毛を刈り取る前の二歳までをいう)四百頭、繁殖用の雌牛四十頭、雄牛四十二頭、一歳牛六十頭であった。肉牛は二年かけ七百キログラムまで肥育して売す。羊はラム肉として、春九月に生まれた子羊を翌年の三月に販売する。年により変動が大きい。課税前利益は約六万ドル(以下全てニュージーランド・ドルをさす)、付近の農地価格から見ると農場評価額は三百万ドルである。北島高地の羊と肉牛の農場の平均規模は五百五十軒だから、農場収入だけでやっていくにはほぼ倍の規模が必要という。

○夫婦が同じ目標を持ってスタート

二人は一九七四年に夫二十二歳、妻二十歳で結婚した。両親が知り合いで、共に卓球を通して顔見知りだった。夫のジョンはごく平均的な農場家族の中で育ち、羊追いから始めて羊の毛刈り職人

をしていた。妻のマリアはニュージーランド銀行で働いていた。彼女の母はスカンジナビアからこの地に入植して酪農を始めた家族の出身だが、父は農場と関係がなかった。だから結婚して初めて農場の生活に入った。

結婚当初、ある農場を見て、「あんな大きな家に住みたい」とマリアが口にした。そのときジョンは、「今は無理だが、いずれは大きな家を持つ」と答えた。農場経営を始めたとき、二人は同じ目標を持っていった。夫婦二人が同じ夢(アンビション)を持つことが一番大切で、自分の子供たちにも、自分たちのような夢を持ってもらいたい、と彼らの信念をまず語ってくれた。

○パートナーシップで土地を購入

結婚当初、農場を買うために、農村銀行からお金を借りようとした。しかし、担保がなく、「あなた方が農場など持てるはずがない」と銀行の人に断られた。若かったのでもとでも傷つき、落ち込んだ。こうした苦い経験も子供たちに伝えているという。

七五年か七六年に初めて小さな土地を一区画だけ取得した。十軒の土地が売りに出されたとき、それまで貯めた資金で、夫婦二人のパートナーシップで購入したのである。利益も損失も五十対五十のパートナーシップである。このときは、同じ銀行の担当者が家畜を買う資金を貸してくれたと



農場の庭先にて、記事中の夫妻と筆者(中央)。右端は下の息子、左端は紹介者のMさん

いう。現在の農場は、叔母からリースで借りていて、後から買い取った農地三百軒が元になっている。夫婦で酪農をすることも考えたが、酪農に向いた十分に平らな土地が得られなかった。

○農場を維持するために外で働く

結婚後もマリアは銀行の仕事を続け、朝早く出かけ、早く帰ってきて農場の仕事を手伝った。子羊は若草が生長する季節に生まれ、この地方では九月の約三週間である。その間は銀行の仕事を休んで羊の出産の世話をした。ジョンは羊の毛刈り

の仕事で他の農場に行っていたからである。子供が生まれてマリアは外の仕事をやめた。上の子がまだ幼かった頃、ジョンは一時他の農場の管理人をしていた時期があり、マリアはよく子供をリュックに入れて背負い、農場で過ごしたという。下の子が学校に行くとき、また外で働くようになり、税務署で働いたこともある。現在は、パートタイムで月、水、金の週三日、印刷の仕事をしている。このようにマリアはいろいろな仕事をしてきた。ジョンは羊の毛刈り職人の仕事も続けてきた。農場の価格が農場経営の収益以上に高くなってしまい、農場を維持するために農場以外の仕事もしなければならなかったからである。

特に八七年以降は金利が高く、自分の農場を売らなければならぬ人もいた。しかし、夫に一日中、羊の毛刈りの過酷な労働をする生活に戻ってほしくなかった、とマリアは心境を語ってくれた。25%の金利でお金を借りたので、今でもローンが残っている。

○男女の役割分担は日本と大差ない

農場の会計はマリアの担当である。銀行や税務署で働いた経験を生かし、最低限の費用で済むように、書類を全部自分で揃えて公認会計士のところへ持っていく。ジョンが他所の農場に羊の毛刈りに出かける日は、パート勤務の日を代えてもらう。干草作りは二人の共同作業で、ジョンは他の農場の牧草も刈る。

日々の家事に関して、夫は食事の後片付けをするくらいだとマリアはいう。マリアは外の作業から帰るとすぐに、食事の用意をしなければならぬ。食材をオーブンに入れ、焼きあがる間にシャワーを済ませ、夕食を食べ終わると、疲れて何もできない。結婚したとき、義父が「皿洗い機は必要だ」と言ったが、確かに必要だった。家を新築するとき、ジョンが自分で木材を伐採し、外壁の石材も自分で石を割って用意した。マリアは壁紙を張り、カーテンを作った。このように、男女の役割分担を見るかぎり、日本と大きな差はないように見える。ただ、妻が家の中の仕事が多いのに対し、夫は戸外で働いているので、近所の人には夫の方がよく働いているように見えるらしい。それがマリアには少し不満だ。

○役割は違っても意思決定は対等

経営上の重要な判断について聞くと、マリアは、「一人よりも、二人の方が、広い視点で考えられる。農場仕事一筋の夫は、その枠の中でしか考えられない。でも私は、他の仕事も経験しているのだから、外からの視点で見ることが出来る。だから、私がいろいろなアイデアを出し、夫が最終的に決定する」と話してくれた。ジョンも「重要な決定をするときは、納得できるまで話し合う」と答えた。日本でも農家の女性は、結婚まで違う地域で暮らし、別の職業を経験していることが多い。しかし、マリアが日本の女性と少し違って見えるのは、

農業一筋の夫とは違った視点から経営に貢献できると言い切る自信に満ちた態度である。

○女性の貢献に対する男性の評価

彼女の自信はどこに由来するのか。彼らの親の世代は、農場事業はもっぱら男性の仕事であった。まだ家事労働が大変な時代で、女性は家事と育児に専念し、事業および資産に対する法的な所有権は持っていないかった。

しかし前世代と違って、マリアの世代の女性は労働と資金の両面で農場事業の発展に貢献し、その貢献がパートナーシップという形で事業と資産に対する所有権に結び付いている。所有権による裏付けが、経営責任の自覚を促し、女性の発言力を高めているのではないか。

また、建国当時、英国などから農民や職人が家族で移民した歴史を持つニュージーランドでは、地域の子供の保育と教育を女性が担う伝統があり、家庭や地域における女性の役割を重要とみなす社会的コンセンサスが存在する。別の言い方をすれば、日本と違って男性たちが女性の役割を高く評価している、という意識の表れといえる。

○家族はチーム、農業を継承する子供たち

夫婦には、上から息子、娘、息子と、三人の子供がいる。三人とも小さいときから農場を手伝い、家族はひとつのチームとして農場を維持してきた。



上の息子の農場にて。夫妻と息子家族および近所の農場家族も交えて(右端は筆者)

息子も娘も羊を追い、毛刈り小屋で過ごした。特に年二回、二月と七月の毛刈りのときは家族総出で、お茶や食事の用意も含めマリアの労働は一日十八時間に及ぶ。毛刈りは四日間が終わわり、終わると休みが取れ、皆でパーベキューをするのが楽しみであった。

大晦日でも働き、家族のチームワークで高金利の大変な時期を乗り越えた。ウールの価格は一頭二ポンド、毛刈りの賃金は一頭三ポンドだから、彼らの農場では人を雇って羊の毛刈りはできない。ちなみに、毛刈り職人としてのジョンの賃金は一日五百ポンド、まだ新米の下の息子の場合は二百五十ポンド、仕

事は重労働である。

子供はみな両親の影響を強く受けている。娘(二十四歳)は現在学校の先生をしているが、マッセイ大学卒の農場管理人の夫(二十六歳)と二年前に結婚し、夫婦で株式会社を設立している。二年後に資金を借りて自分たちの農場を買う予定で、税務上、パートナーシップより会社設立の方が有利だと考えている。現在二人で約十ポンドの収入があり、副校長職の娘の収入は夫の倍である。しかし農場を買ったら、収入が減っても娘も農場の仕事をするという。

下の息子(二十二歳)はまだ独身である。兄と同じ農業教育を受け、同じ農場に二年間雇われた後、両親の元で働き始めている。最近隣の土地(百ポンド)が競売にかけられ、四十一ポンドで落札した。この土地は税対策のため、パートナーシップ(夫妻五十ポンド)で所有している。息子には、一区画を売って得た十二ポンドを援助し、また夫婦二人のパートナーシップから十ポンドを貸している。

○独立した息子夫婦の農場

ジョンとマリアは車で一時間ほどかけて、上の息子(二十七歳)夫婦の農場まで案内してくれた。この若い夫婦からも話が聞けたので、次世代の動向にも少し触れておこう。

上の息子は初等教育を終えると、ホークスベイにある農業教育機関、パーマストンノースのマッ



ピリノアにあるブリーダー農場の品種改良された羊たち

セイ大学の学生を経て、二十歳からピリノアにある大農場に三年間雇われた。そこは伝統ある農場で、ブリーダーとして品種改良した羊を他の農場に供給する役割を果たし、常時五く六人が住み込みで働いている。農場ではシーズンには羊の毛刈り、またフェンス張りなどの仕事をした。

彼は四年半前に二十三歳で、二十六歳の妻と結婚。結婚と同時に羊と肉牛の農場を購入した。夫婦五十対五十のパートナーシップである。農場は地形の険しい地域にあり、面積は二百畝(五百疋)、規模は二千ストック・ユニット。羊一千頭、若羊三百頭、雌牛五十頭、未經産雌牛十五頭がいる。当時の購入価格は、家畜も合せて五十五万。購入資金は、両親からの援助と自分たちの貯蓄それに銀行からの借金である。ジョンとマリアは農地の一面を売って十万を貸してくれ、他に農場を担保に銀行から十万を借りた。息子夫婦は四

年半で、この十万を両親に返済した。

妻は町の出身で、結婚当時、病院機器のメンテナンスの仕事についていた。銀行勤めの経験もある。子供が生まれて農場生活に入り、農場事業の帳簿付けを担当する。他にも農場には二人でないとできない仕事がある。夫に教えてもらい身に付けた。託児所(チャイルド・ケア)もないから、外出するときは二歳の子供も連れて行く。二人も両親のように「財務や予算など、お互いにアイデアを出し合って、二人で決める」という。彼も父と同様に羊の毛刈り職人をしてながら自分の農場を維持しているが、他の大きな農場から管理人の仕事のオファーがあり、どうするか悩んでいた。

○子供たちへの援助と引退後の生活

今の子供たちの世代が農場主として成功するためには教育がとても重要で、農場主を養成する全国レベルの学校で優秀な成績をおさめなければならない、とジョンは強調する。こうした教育によって息子たちは、自分たち世代が四十年掛かって学んだことをすでに学んでおり、技術的には全く問題はない。しかし、お金の問題、つまり資産と借り入れの問題を抱えているという。経済恐慌を経験している親から、借金は良くないとジョンは教えられてきた。しかし、若い人は失敗してもやり直せる。娘夫婦は借金して農場を買おうとしているし、上の息子も資金を借りて家を建てた。

娘にも息子たちと同じ資金援助をする約束をしている。そのため二年後に終わるはずのローンの返済期間は少しズレるかもしれない。今の資産はゼロから作り上げた。子供たちに援助をしてあげた後は、自分たちの好きなように仕事をする。引退しても農場に住み続けるつもりだ。子供の一人がこの農場を買い取るだろう。区画をいくつも持っているの、いくつかは他の人に売るかもしれない。それは、子供たち次第である。ジョンはこんな将来ビジョンを語ってくれた。

この家族の例からわかるように、ニュージラードの家族農業経営において世代継承されているのは、土地と設備と家畜が一体になった農場そのものというより、むしろ農業の伝統と技術と資産である。一般に親の農場を子供が継承する場合、獲得の仕方は家族から農場を市場価格で購入するのが普通である。そのため、家族員間には継承に際しジレンマが生まれる。つまり、親世代の引退所得を確保すること、非継承のきょうだいに公平であること、負債が後継者の事業運営に重荷にならないこと、この三つの問題を家族はうまくバランスをとって解決しなければならぬ。

○おわりに

調査できた事例は、ジョンとマリアの例に限らず、仲がよい夫婦ばかりだった。ニュージラードの家族農業経営では、夫婦の協力関係はとても重要で、だからこそ関係をうまく維持していくこ

との大変さも感じ取れた。野菜を栽培する一組の農場夫婦は再婚同士だったし、酪農家夫婦は、自分たちも経験したシェアミルカー(注4)は離婚率がとても高い職種だ、と語ってくれた。夫婦が四六時中共に働き、農場取得の資金も貯めなければならず、ストレスが多いからだという。ニュージラランドでは七六年施行の結婚財産法からは、経済的寄与だけでなく家事や子供の世話なども評価し、三年以上続いた夫婦(事実婚および同性のカップルを含む)が離婚する場合、結婚前に財産分配協定を結んでいない限り、共同使用の財産は平等に分割される。だから、男性の個人事業の形をとる農場でも、離婚の際には夫婦で折半される可能性が高い。

夫婦共有財産が基本で、農場の売買が頻繁に見られるニュージラランドに対し、日本は夫婦別産制で、また農地は家産とみなされる一面があり、女性の置かれた立場、特に農業資産所有の状況には大きな違いがある。単純に比較することは難しいかもしれない。しかし、最後に、日本におけるパートナーシップの実現に向けて避けて通れない問題として、女性の農業資産所有の実現という古くて新しい課題を指摘したい。

夫婦による経営が相乗効果を発揮するためには、パートナーとなる女性といかに対等な関係を築き、女性の持つ経験や能力や意欲を十分に生かせるかどうかが鍵となる。利益分配と損失分担、事業運営への意思決定、経営資産所有のいずれの面にお

いても対等な関係で経営参画しうるパートナーシップという形態は、夫婦が相互信頼と対等な関係で運営する経営形態として理想的といえる。

英米では近年、パートナーシップの一種としてLLP(Limited Liability Partnership)が政策的に導入され、それを参考に日本でも「有限責任事業組合(日本型LLP)」制度が〇五年に創設された。有限責任、内部自治原則、構成員課税という三つの特徴を持つパートナーシップである。家族農業経営にどう活用できるかは未知数で、現状では専従者給与に給与所得控除が適用されるため青色申告の方が税制上有利であり、税金面でのインセンティブは小さいという。

また、女性の資産所有に新たな道を開く支援の枠組みとして、実質的に共同経営の場合、家族経営協定の締結を要件に夫婦とも認定農業者(共同申請)になることが可能で、女性農業者も制度資金の利用や農地の斡旋等ができる。こうした制度が実際に活用されて女性の資産獲得の実現に寄与することにつながるのかどうか、今後の動向に注目したい。

注

(1) 平野嘉秋『パートナーシップの法務と税務』税務研究会出版局、九四年。

(2) Heather McCrosbie Little and Nick Taylor, Issues of New Zealand Farm Succession: A Study of the Intergenerational

Transfer of the Farm Business - Summary of Findings and policy implications, MAF Policy Technical Paper 97/4a, 1998 NZ農林省Hdに掲載 : <http://www.maf.govt.nz/mahef/ruralnz/people-and-their-issues/social-research-and-welfare/farm-succession/succn98.pdf>

(3) 片倉和人「家族経営協定が農業経営に及ぼす効果とニュージラランドのパートナーシップ経営」『平成十六年度農村生活総合調査研究事業報告書①男女共同参画の推進による女性農業者の経営・社会参画促進に資する調査研究』農業工学研究所、〇五年。片倉和人「家族経営協定の推進とパートナーシップ経営の対外比較」『平成十七年度農村生活総合調査研究事業報告書①男女共同参画の推進による女性農業者の経営・社会参画促進に資する調査研究』農業工学研究所、〇六年。

(4) シェアミルキング契約により、利益と経費を一定の配分で農場主(オーナー)とシェアする(互いに分け合う)共同農場運営者。シェアミルキング制度については、荒木和秋「世界を制覇するニュージラランド酪農」デリーイマン社、平成十五年参照。

水産小六法

平成18年度
改訂版

最新の法改正を網羅した日本唯一の書

水産法令研究会 監修 ●B6判 1572頁 ●定価15225円

時 通 信 社